

[タイトルページに戻る](#)

資料 6

ロサンゼルスにおける監察医ケース

ところで、米国ではどのような場合に監察医に届け出るかということ、これは州、自治体によって表現が大変に異なります。基本的部分は共通ですが、それぞれの地域の特色、あるいはその時代に取り組んでいる研究（SIDSなど）との関連で、届出の種類に変化が見られたりします。

参考までにロサンゼルスの規定を示すと（古いものですが）

=====

- (1) 他殺、もしくはその疑いのあるもの
- (2) 自殺、もしくはその疑いのあるもの
- (3) 事故死
- (4) 外傷
- (5) 死が犯罪行為から起ったと疑える根拠のあるもの、墮胎、安楽死、自動車事故後 1 年以内の死亡
- (6) 医師の診療を受けずに死亡したとき
- (7) 医師の最後の診療を受けてから 20 日以上経って死亡した場合
- (8) 医師が死因を決められないとき
- (9) 中毒（劇毒物、医薬品、食品などの中毒）が死亡に関与する疑いのあるとき
- (10) 職業上、工場内の死
- (11) 手術室内のすべての死
- (12) 患者が麻酔から完全に醒めきらないで死亡した場合のすべて
- (13) 一人で死亡していて発見された場合
- (14) 医師の診療期間中ずっと意識不明であって、そのまま意識を回復せずに死亡した場合
- (15) 身元不詳の人の死
- (16) 刑務所内の死および刑罰を受けている間の死
- (17) 伝染病および公衆を危険にさらす疑いのある死
- (18) 医師の診療を受けて 24 時間以内に死亡した場合

には検死局に届け出るように指示されている。

=====

(日本法医学会：「死体検案及び行政解剖の円滑な実施に関する見解」から引用)